

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 23 日

関係団体 各位

経済産業省 資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく特定荷主としての届出について

平素より、経済産業行政にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、平成 30 年度のエネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」という。）の改正により、貨物の所有権にかかわらず、貨物の輸送方法を実質的に決定している事業者が荷主として定義されることとなりました。

省エネ法の改正による荷主の定義の変更に伴い、新たに輸送事業者に輸送させる貨物量が 3,000 万トンキロを超過する事業者については、「特定荷主」として国の指定を受ける必要があります。

令和元年度中に輸送事業者に輸送させる貨物量が 3,000 万トンキロを超過し、かつ特定事業者としての指定を受けていない事業者におかれましては、令和 2 年 4 月末日までに輸送量の届出を所管の経済産業局に提出し、特定荷主の指定を受ける必要がありますので、所管の事業者への周知の程、よろしくお願い申し上げます。

(別添)【参考】平成 30 年度省エネ法改正に伴う荷主の定義の見直しについて

【連絡先】

経済産業省 資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

担当：田中、伊藤、武内

TEL：03-3501-9726